

ボートレース鳴門新整備棟建設事業
設計施工一括発注・公募型プロポーザル実施要領

令和4年8月

鳴門市

目次

1.	日程等	- 1 -
	(1) 公告～契約締結までの日程	- 1 -
	(2) 受付日時等	- 1 -
2.	事業の概要	- 1 -
	(1) 事業名	- 1 -
	(2) 目的	- 1 -
	(3) 対象業務	- 2 -
	(4) 要求水準	- 2 -
	(5) 履行期間	- 2 -
	(6) 金額上限	- 2 -
	(7) 事務局	- 2 -
3.	参加資格等	- 2 -
	(1) 参加者の構成等	- 2 -
	(2) 参加者に共通する参加資格	- 3 -
4.	業務別の参加資格要件	- 3 -
	(1) 設計業務に係る要件	- 3 -
	(2) 建設工事に係る要件	- 4 -
5.	実施要領等の交付	- 5 -
	(1) 本市ウェブサイト掲載資料	- 5 -
	(2) 電子データによる提供資料	- 5 -
	(3) 電子データの提供期間	- 5 -
	(4) 電子データの提供方法	- 5 -
6.	現地確認	- 6 -
	(1) 申込期間	- 6 -
	(2) 申込方法	- 6 -
	(3) 現地確認日時の連絡	- 6 -
7.	質疑の受付及び回答	- 6 -
	(1) 提出方法等	- 6 -
	(2) 参加表明に関する質疑	- 6 -
	(3) 参加表明以外に関する質疑	- 7 -
8.	参加表明書の作成及び提出方法	- 7 -
	(1) 提出方法等	- 7 -
	(2) 提出期間	- 7 -
	(3) 提出書類	- 7 -

(4) 参加資格確認結果の通知.....	- 7 -
(5) 参加表明の秘匿.....	- 8 -
9. 技術提案書の作成及び提出方法.....	- 8 -
(1) 提出方法等.....	- 8 -
(2) 提出期間.....	- 8 -
(3) 提出書類.....	- 8 -
(4) 作成の留意事項.....	- 8 -
10. 評価の実施及び結果の通知.....	- 11 -
(1) ボートレース鳴門新整備棟建設事業プロポーザル選定委員会の設置.....	- 11 -
(2) 実績・体制評価及び技術提案評価.....	- 11 -
(3) プレゼンテーション及びヒアリング.....	- 11 -
(4) 提案価格評価.....	- 12 -
(5) 最優秀提案者及び次点提案者の決定.....	- 12 -
11. 契約に関する事項.....	- 12 -
(1) 契約の締結.....	- 12 -
(2) 契約の成立.....	- 13 -
(3) 契約金額と契約代金内訳書の提出.....	- 13 -
(4) 技術提案内容.....	- 13 -
(5) プレゼンテーションやヒアリングにおける発言等.....	- 13 -
12. 参加者の失格.....	- 13 -
13. プロポーザルの中止.....	- 14 -
14. 留意事項.....	- 14 -

1. 日程等

(1) 公告～契約締結までの日程

公告	令和4年8月 1日(月)
現地確認の申込期間	令和4年8月 3日(水)～令和4年8月16日(火)
現地確認期間	令和4年8月 4日(木)～令和4年8月19日(金)
参加表明に関する質疑受付期間	令和4年8月 1日(月)～令和4年8月10日(水)
参加表明以外に関する質疑受付期間	令和4年8月 1日(月)～令和4年9月 6日(火)
参加表明に関する質疑への回答	令和4年8月19日(金)
参加表明以外に関する質疑への回答	令和4年9月15日(木)
参加表明書等の提出期間	令和4年8月19日(金)～令和4年8月26日(金)
参加資格確認結果の通知	令和4年9月 5日(月) 予定
提案書等の提出期間	令和4年9月27日(火)～令和4年10月4日(火)
プレゼンテーション開催の通知	令和4年10月初旬予定
技術提案評価、プレゼンテーション 及びヒアリング実施日	令和4年10月中旬予定
審査結果通知予定日	令和4年10月下旬頃
契約締結	令和4年11月初旬頃

※日程は都合により変更する場合がある。

(2) 受付日時等

受付日時等については別紙「受付日時等一覧表」を参照ください。

事務局(ボートレース事業課)の休日は市の休日(鳴門市の休日を定める条例(平成元年鳴門市条例第39号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。)とは異なります。書類の提出や事務局と連絡をとる際は十分注意してください。

2. 事業の概要

(1) 事業名

ボートレース鳴門新整備棟建設事業(以下「本事業」という。)

(2) 目的

ボートレースを開催する上で基幹施設となる整備棟は、昭和45年の建設から52年が経過し、「耐震性の不足」「施設及び設備の老朽化」などの課題を抱えており、今後ボートレースを安定的に運営するには課題の解決に向けた早急な対応が急務となっています。

こうしたことから、昨年度、外部委員を含む「整備棟改修事業基本方針等検討委員会」を設置し検討を行い、整備方針の方向性を示したボートレース鳴門整備棟改修事業基本計画に基づきボ

ートレース鳴門新整備棟建設事業基本設計書（以下「基本設計書」という。）を策定しました。

この公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」）は、基本設計書に示された要件を十分に理解し、高度な専門知識と技術力を備えた設計施工者を選定するにあたり、広く技術提案を求め、その提案内容のほか、実績・能力・適性・価格等を総合的に評価し、最も適した事業者を選定するため実施するものです。

（3）対象業務

本事業では次に掲げる業務を行います。

- ① 実施設計業務及びその関連業務（以下「設計業務」という。）
- ② 建設工事、外構工事及びその関連工事（以下「建設工事」という。）

対象業務の詳細については、ボートレース鳴門新整備棟建設事業 要求水準書（以下「要求水準書」という。）および基本設計書を参照してください。

（4）要求水準

本業務の実施に係る要求水準は、要求水準書のとおり。

（5）履行期間

契約締結日～令和7年3月31日

（6）金額上限

2, 173, 000, 000円（消費税及び地方消費税を除く）

（7）事務局

鳴門市企業局 ボートレース事業課

住所 : 〒772-8510 鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜 48-1

TEL : 088-685-8111 FAX : 088-685-0342

Mail : br_jigyo@city.naruto.i-tokushima.jp

担当者 : 谷本、斎藤、吉田

3. 参加資格等

（1）参加者の構成等

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に示す単独企業又は特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とします。

- ① 単独企業

- ② J Vでの参加の場合、本事業を行う者の2社以上（以下「構成員」という。）によって構成されたJ Vとする。
- ③ 同一企業が「単独企業」、「J Vの構成員」として本プロポーザルに参加しないこととする。
- ④ J Vの構成員の制限として、ボートレース鳴門新整備棟建設事業に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づき、J Vの構成員数は3社以内、各構成員の出資比率は、2社の場合35%以上、3社の場合25%以上とする。また、J Vの代表者（以下「代表構成員」という。）は、本業務の中心的役割を担う履行能力を持ち、最大出資比率の構成員とする。

（2）参加者に共通する参加資格

参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 本件の公告日の1年前の日から本件の公告日まで引き続いて、本市の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格業者名簿に登録されている者であること又は建設工事入札参加資格業者名簿に登録されており下記のi) もしくはii) に該当する者であること。
 - i) 鳴門市内に主たる営業所を有する者は、令和4年度における本市登録の建築一式工事の格付けが特Aランクの者であること。
 - ii) 鳴門市外に主たる営業所を有する者は、最新の総合評定値通知書における建築一式工事の総合評定値（P点）が1500点以上の者であること。
- ③ 鳴門市請負者等指名停止措置要綱（平成22年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 鳴門市暴力団等排除措置要綱（平成24年8月1日施行）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること
- ⑦ ボートレース鳴門整備棟改修事業基本計画策定及び基本設計業務を受託していない者であること。

4. 業務別の参加資格要件

参加者は、参加表明書を提出する日において、業種別では以下の（1）、（2）に掲げる要件を満たす者としてします。配置予定技術者を実際に配置する時期は設計業務開始時としてします。

（1）設計業務に係る要件

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- ① 建築士法（昭和25年法律202号）第23条第1項及び第3項の規定に基づく一級建築士事務

所の登録を行っている者であること。また、建築士法第26条第2項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。

- ② 次に掲げる要件を全て満たす設計に係る設計管理技術者及び各担当主任技術者を配置できること。
- i) 設計管理技術者として、次に掲げる要件を全て満たす者を配置すること。
 - (ア) 一級建築士の資格を有すること。
 - (イ) 参加者となる企業と参加表明書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。JVの場合は代表構成員と前記の雇用関係にある者に限る。
 - ii) 建築（総合）設計主任技術者として、次に掲げる要件を全て満たす者を配置すること。
 - (ア) 一級建築士の資格を有すること。
 - (イ) 参加者となる企業と参加表明書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。JVの場合は代表構成員又は構成員と前記の雇用関係にある者に限る。
 - iii) 建築（構造）設計主任技術者として、次に掲げる要件を満たす者を配置すること。
 - 一級建築士又は構造設計一級建築士いずれかの資格を有すること。
 - iv) 電気設備担当主任技術者として、次に掲げる要件を満たす者を配置すること。
 - 一級建築士、建築設備士又は設備設計一級建築士いずれかの資格を有すること。
 - v) 機械設備担当主任技術者として、次に掲げる要件を満たす者を配置すること。
 - 一級建築士、建築設備士又は設備設計一級建築士いずれかの資格を有すること。
 - vi) その他
 - (ア) 設計管理技術者及び各担当主任技術者は、それぞれ1名とし、原則兼任は認めない。ただし、以下の組合せのみ兼任を認めることとする。
 - ・設計管理技術者と建築（総合）設計主任技術者
 - (イ) 設計管理技術者とは、本事業に係る設計業務全般の管理及び統括を行う者とする。
 - (ウ) 担当主任技術者とは、設計管理技術者の元で、各分担業務分野の作業を担う者とする。
 - (エ) 設計管理技術者及び建築（総合）設計主任技術者以外の各担当主任技術者は、参加者の社員であることを問わない。

(2) 建設工事に係る要件

建設工事を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- ① 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。（参加者がJVの場合は、代表構成員が要件を満たしていればよいこととする。）
- ② 次に掲げる要件を全て満たす技術者を、建設業法の定めるところにより専任で配置すること。
 - i) 一級建築施工管理技士又は一級建築士いずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。
 - ii) 参加者となる企業と参加表明書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係

にある者。JVの場合は代表構成員と前記の雇用関係にある者に限る。

- ③ 参加者は、平成19年度以降に日本国内で完成・引渡しが完了した、次に掲げる i) 又は ii) を満たす建築物の施工を元請（JVの場合は代表構成員・構成員のいずれも可とする。）として履行した実績があること。（参加者がJVの場合は、代表構成員が要件を満たしていればよいこととする。）
- i) 公営競技（モーターボート競走、競馬、競輪、及び小型自動車競走）に関連する施設で、施工に係る延床面積が4,000㎡以上の新築、改築、増築（外向発売所や場外発売所などは含まない。）
- ii) 平成31年国土交通省告示第98号の別添二による建築物の【類型四 業務施設 第1類または第2類】及び【類型一 物流施設 第1類または第2類】に該当する複合施設で施工に係る延床面積4,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築（ただし、公共工事にて施工されたものであり、両用途とも延床面積が1,000㎡以上ものに限る。）

5. 実施要領等の交付

(1) 本市ウェブサイト掲載資料

- ① ボートレース鳴門新整備棟建設事業 設計施工一括発注・公募型プロポーザル実施要領
- ② ボートレース鳴門新整備棟建設事業 設計施工一括発注・公募型プロポーザル様式集
- ③ ボートレース鳴門新整備棟建設事業 設計施工一括発注・公募型プロポーザル評価基準（以下「評価基準」という。）
- ④ ボートレース鳴門新整備棟建設事業 要求水準書
- ⑤ 設計・施工請負契約書（案）

(2) 電子データによる提供資料

- ① ボートレース鳴門新整備棟建設事業 基本設計書
- ② 既存施設設計図

(3) 電子データの提供期間

令和4年8月3日（水）午後1時から令和4年8月26日（金）午後5時まで

(4) 電子データの提供方法

事前に電話予約で受け付けた時間帯に、事務局にてCD-Rを配付します。電子データ受領の際は、守秘義務誓約書【様式1】を提出してください。

※配付資料は、本プロポーザルの技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないでください。配付されたCD-Rは、情報漏洩のないように適切に廃棄してください。

6. 現地確認

(1) 申込期間

令和4年8月3日（水）午後1時から令和4年8月16日（火）午後5時まで
申込は参加者1者につき1回とします。

(2) 申込方法

現地確認を希望する場合は、現地確認参加申込書【様式2】を事務局宛に電子メール又はFAXで提出してください。送信後は、必ず事務局宛に電話し、受信確認を行ってください。

(3) 現地確認日時の連絡

事務局が日程を調整し、現地確認参加申込書に記載の担当者に電子メールで連絡します。現地確認は、令和4年8月4日（木）から令和4年8月19日（金）の間で実施します。

レース開催の都合により現場を確認できる日時が限られています。現地確認参加申込書【様式2】に記載の日程を確認のうえ早めにお申込みください。調整が困難となった場合、現地確認ができないことがあります。

7. 質疑の受付及び回答

(1) 提出方法等

質疑書【様式3】に質疑内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを添付のうえ、本要領「2.（7）事務局」のメールアドレスに送信してください。誤送信等のトラブルの責任は持てませんので、十分注意してください。

また、送信後は、必ず事務局宛に電話をし、受信確認を行ってください。

なお、公正を期するため、電子メールのみの受付とし、電話などによる個別の質疑は受けません。

回答はとりまとめのうえ、本市ウェブサイトに掲載します。なお、質疑回答書は、本要領及び関係する書類の追加変更又は修正として同等、もしくは置き換えるものとします。

(2) 参加表明に関する質疑

① 質疑受付期間

公告日から令和4年8月10日（水）午後6時まで

② 回答日

令和4年8月19日（金）

③ その他

電子メールにおける表題は、【ボートレース鳴門新整備棟建設事業 公募型プロポーザル 参加表明に関する質疑書】とします。

(3) 参加表明以外に関する質疑

① 質疑受付期間

公告日から令和4年9月6日(火)午後5時まで

② 回答日

令和4年9月15日(木)

③ その他

電子メールにおける表題は、【ボートレース鳴門新整備棟建設事業 公募型プロポーザル 参加表明以外に関する質疑書】とします。

8. 参加表明書の作成及び提出方法

本プロポーザルの参加希望者は、次に示す書類を提出してください。なお、JVでの参加の場合、本プロポーザルに係る手続きは代表構成員が行うものとします。

(1) 提出方法等

① 事務局まで持参してください。提出については、「1. 日程等 (2) 受付日時等」を参照ください。

② 各書類は様式リストに示された指定様式で作成してください。

③ 用紙サイズはA4判又はA3判とし、A3判はA4判の大きさに折り込み、A4判ファイル綴じしてください。

④ CD-R(容量が不足する場合はDVD-Rとする。)に、提出書類の電子データを格納し提出してください。様式の指定があるものは、PDF形式に変換せず、その他はPDF形式とし、ウイルスチェックを行った上で提出してください。

(2) 提出期間

令和4年8月19日(金)午前10時から令和4年8月26日(金)午後5時まで

(3) 提出書類

① 参加表明書【様式4-1】 1部

② 参加資格確認書【様式4-2】 1部

③ 法人等概要書【様式4-3】 1部

④ 特定建設工事共同企業体委任状・使用印鑑届【様式5】 1部

⑤ 参加資格に関する実績等を確認できる資料 1部

⑥ 法人の登記事項証明書(JV構成員を含む 写し可) 1部

⑦ ①~⑥までの電子データ(CD-R) 1部

(4) 参加資格確認結果の通知

参加者が、本要領の「3. 参加資格等」及び「4. 業務別の参加資格要件」に記載している要件

を全て満たしているかどうかを確認し、その結果を令和4年9月5日（月）までに書面を郵送して通知します。併せて参加資格を満たしている参加者には、受付番号を通知しますので、以後の提出書類の受付番号記入欄に当該番号を記入してください。

(5) 参加表明の秘匿

匿名性を担保するため、参加表明をした事実の公表は、技術提案評価の結果公表まで一切行わないでください。

9. 技術提案書の作成及び提出方法

(1) 提出方法等

本要領「8. (1) 提出方法等」を参照してください。

(2) 提出期間

令和4年9月27日（火）午前9時から令和4年10月4日（火）午後5時まで

(3) 提出書類

- ① 技術提案書【様式7-1】 1部
- ② 提案価格見積書【様式7-2, 7-3】 1部
- ③ 実績・体制評価に係る提案書【様式7-4】 10部
- ④ 技術提案評価に係る提案書【様式7-5, 7-6】 10部
- ⑤ 特定建設工事共同企業体協定書（案）【様式7-7】 1部
- ⑥ ①、③～⑤までの電子データ（CD-R） 1部
- ⑦ ③で記載した技術者の実績を確認できる資料 1部

(4) 作成の留意事項

- ① 技術提案書は、要求水準書や基本設計書に示す機能を満たす基準を基本に作成してください。また、機能面、コスト面等を総合的に検討し、VE（バリューエンジニアリング）の考え方に基づいた提案としてください。
- ② 要求水準書や基本設計書のコンセプト等を尊重することを前提に、技術的見地や経済効果、工期短縮や全体事業費等から考え、提案による変更（いわゆるマイナーチェンジ）ができるものとします。なお、基本設計書と異なる提案の場合は、次のことに留意してください。
 - i) 異なる提案を行った場合は、優先交渉権者として決定後、市と十分に協議することとし、その結果、その提案が採用されないこともあり得る。
 - ii) 上記の提案が採用されなかった場合、原則として対象となる事業費内で調整するように努めること。
 - iii) 変更に伴う協議により提示した事業期間を超えないこと。

- ③ 技術提案書は、確実に実施できる内容としてください。
- ④ 技術提案書に記載された配置予定技術者等の変更は、原則として認めません。ただし、病休、死亡、事故、退職等、止むを得ない事情により変更が必要な場合は、当初の配置予定技術者等と同等以上の者として本市が認める者を配置してください。
- ⑤ 技術提案書の著作権は、参加者に帰属するものとします。ただし、最優秀提案者として選定された者の技術提案書については、本プロポーザルに関する報告等のために最優秀提案者と協議のうえ、公表する場合があります。
- ⑥ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を技術提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、参加者が負うものとします。
- ⑦ 技術提案書は、参加者の技術情報保護の観点から、原則として非公開としますが、鳴門市情報公開条例（平成13年条例第34号）に基づき公開する場合があります。
- ⑧ 都合により技術提案書の提出ができない場合は、参加辞退届【様式6】を提出してください。
- ⑨ 提案価格見積書の内訳書【様式7-3】の項目は提案の内容に併せたものとしてください。
- ⑩ 体裁及び書式
 - i) 用紙の余白は、左右、最低20mm以上を確保してください。ただし、ページ番号の位置は除きます。
 - ii) 「技術提案書【様式7-1】」は他の書類とは綴じ込まず、提出書類の一番上に添えて提出してください。
 - iii) 「提案価格見積書【様式7-2,7-3】」は、「ポートルース鳴門新整備棟建設事業 提案価格見積書在中」の表示と「提出者名」を記載した封筒に入れ、参加者名（JVの場合は代表構成員名）の代表印で封印してください。
 - iv) 「技術提案評価に係る提案書」の書類には、会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は一切記載しないでください。記載のある場合には、事務局で黒塗りする場合があります。
 - v) 「技術提案評価に係る提案書」は、図表等を適宜活用して分かりやすい表現としてください。また、本文中で使用する文字フォントの大きさは、10.5ポイント以上（図表内の文字は除く。）としてください。
 - vi) 「実績・体制評価に係る提案書」及び「技術提案評価に係る提案書」は、次の提案項目に沿って記載してください。

(1) 実績・体制評価

A. 事業者の実施体制や実績【様式7-4 (A3) ×1枚以内】

(2) 技術提案評価

A. 事業全般【様式7-6 (A3) ×1枚以内】

ア) 要求水準に対する提案

イ) 地域振興・地域経済への貢献の提案

① J Vにおける市内施工業者の出資比率

② 1次下請けにおける市内施工業者への発注金額の提案価格に対する比率※1

③ 市内発注額の提案価格に対する比率 ※1

B. 設計業務【様式7-6 (A3) ×3枚以内】

ア) 建築計画における提案

イ) 構造計画における提案

ウ) 環境・設備・維持管理についての提案

C. 建設工事【様式7-6 (A3) ×3枚以内】

ア) レース開催が継続できる施工計画の提案

(注：重要項目のため (A3) 1枚半から2枚程度としてください)

イ) 安全・品質管理に関する提案

ウ) 工程・リスク管理及びアフターフォローについての提案

※1 「1次下請けにおける市内施工業者（鳴門市に主たる営業所を有する者）への発注金額の提案価格に対する比率」と「市内発注額の提案価格に対する比率」について記入してください。

但し、発注額及び提案金額は記入しないこと。

なお、実績金額を工事段階で契約書、領収書等により確認しますので、確実に履行可能な金額で提案してください。

① 1次下請けにおける市内施工業者への発注金額の提案価格に対する比率

元請から1次下請となる市内施工業者（鳴門市に主たる営業所を有する者）に発注した金額を算出対象範囲とします。

② 市内発注額の提案価格に対する比率

本提案に係る市内発注額とは次に掲げるものを合計とした金額とする。

i) 元請け企業から直接市内業者に発注する、資材調達や宿泊費等の金額

ii) 2次下請以降の市内施工業者への発注金額（但し、1次下請けの市内施工業者から直接、あるいは経由して発注されたものは含まない。）

10. 評価の実施及び結果の通知

(1) ボートレース鳴門新整備棟建設事業プロポーザル選定委員会の設置

本プロポーザルにおける最優秀提案者及び次点提案者の決定は、ボートレースに関連する外部団体等で構成するボートレース鳴門新整備棟建設事業プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、評価基準に基づき行い、市が選定委員会からの最優秀提案者の決定を踏まえ、優先交渉権者を選定します。

選定委員会は非公開で開催し、詳細な運営内容（委員会の会議録、各委員の採点表など）についても非公開としますが、経過や検討状況の過程について、最優秀提案者の決定後、講評をとりまとめて公開します。

(2) 実績・体制評価及び技術提案評価

各委員が評価基準に基づき評価します。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

① 実施日及び会場

令和4年10月中旬頃予定、会場未定

※ 実施日時及び会場等の詳細については、令和4年10月初旬頃を目途に対象者に通知します。

※ プレゼンテーションの順番については、参加表明書提出の際に受付順に実施する受付番号抽選の昇順とします。

② 出席者

プレゼンテーションの出席者は、パソコン操作者を含めて4名以内とします。なお、技術提案書に記載した配置予定技術者のうち、設計管理技術者、建築（総合）設計主任技術者、監理技術者は必ず出席してください。また、技術提案書の内容に精通する者の出席にもご配慮ください。

プレゼンテーションに出席が必須とされている説明者が、自然災害等の不測の事態が発生するなど特別な事情により出席できない場合の取扱いについては、別途選定委員会にて協議します。

③ 持ち時間

プレゼンテーションの持ち時間は、25分とします。その後、各委員からのヒアリングを25分程度行う予定です。

④ その他

- i) プレゼンテーションは、参加者が提出した技術提案書に記載した内容をパワーポイント等にて表現したものとし、新たな提案は認めません。
- ii) プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で行います。
- iii) プレゼンテーションは企業名を公表して評価します。

- iv) プレゼンテーションへの出席に係る費用は、参加者の負担とします。
- v) プロジェクターとスクリーンは、本市で準備しますが、パソコン等は持参してください。

(4) 提案価格評価

技術提案の評価前に提案価格見積書を開封し、評価基準に基づき事務局にて提案価格評価点を算定後、選定委員会に報告します。

(5) 最優秀提案者及び次点提案者の決定

① 評価の実施

選定委員会を開催し、実績・体制評価・技術提案評価・提案価格評価の評価点を加えた合計評価点により、最優秀提案者のほか、次点提案者を決定します。決定後、市が優先交渉権者、次点交渉権者を選定します。

② 評価結果の通知等

- i) 評価結果は、技術提案書を提出しプレゼンテーションに参加した者全員に対して、令和4年10月下旬（予定）を目途に書面を郵送して通知します。また、最優秀提案者に対しては、契約手続きの方法等について連絡します。
- ii) 評価の結果については、事業名、選定委員会開催日時及び選定委員数、技術提案者数、最優秀提案者、評価項目点及び合計点等を本市のウェブサイト上で公表する予定です。

③ その他

- i) 評価途中で参加者に関する情報は、一切公表しません。
- ii) 本市ウェブサイトで公表する評価結果以外の評価に関する内容についての問合せは、受け付けません。
- iii) 評価結果に対する異議申し立ては、受け付けません。

1 1. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

市が選定した優先交渉権者と契約交渉を行います。次の一つに該当する場合は、その者とは契約の締結を行いません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することとなった場合
- ② 鳴門市から入札参加資格停止措置を受けることとなった場合
- ③ 建築士法第26条第2項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖又は登録の取り消しの命令を受けることとなった場合
- ④ 技術提案書の無効が判明した場合
- ⑤ その他本要領に違反した場合

(2) 契約の成立

- ① 優先交渉権者は、発注者と協議、見積り合わせを行い、契約を締結します。
- ② 協議、見積りに合意できなければ、次点交渉権者と見積り合わせを行い、契約を締結します。

(3) 契約金額と契約代金内訳書の提出

- ① 契約金額は原則として当該参加者が提出した提案価格見積書の金額以内とします。
- ② 選定結果通知後、1週間以内に提案価格見積書に記載した科目に沿って細目まで記載した契約代金内訳書を作成のうえ、発注者に提出するものとします。
- ③ 契約締結前に建設業退職金共済組合の掛金収納書及び任意労災加入証明書を発注者に提出するものとします。

(4) 技術提案内容

技術提案内容が契約書の一部を構成するものとなるため、以下の範囲において本事業の契約上の拘束力を有することに留意してください。

① 評価項目に基づく審査の扱い

原則として、優先交渉権者となった提案者の提案内容が、請負契約で定める業務水準となり、提案者は提案内容に拘束されるが、市は、提案者との間で協議のうえ、提案内容のうち要求水準以上の提案について、その一部又は全部を請負契約で定める業務水準とはしないとの決定をすることができ、提案者は市の決定に拘束されることに留意すること。

② 選定委員会の意見の扱い

選定委員会においては、参加者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、請負契約の締結の段階で、選定委員会が提示した意見を踏まえて、提案内容を改善することが望ましいと市が判断し、提案者との間で合意した場合には、設計等の条件として加味する場合があることに留意すること。

(5) プレゼンテーションやヒアリングにおける発言等

参加者によるプレゼンテーション、選定委員会による参加者へのヒアリング等における発言・回答内容等は、提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本工事の契約上の拘束力を有するものとして取り扱います。

1 2. 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- ① 参加者が、本要領「3. 参加資格等」及び「4. 業務別の参加資格要件」に記載している要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類等に虚偽の記載がある場合
- ③ 参加者に評価の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為がある場合

- ④ 提出書類等を所定の方法で提出しない場合
- ⑤ 提出書類等が所定の様式、内容等を満たさない場合
- ⑥ プレゼンテーションに出席しない場合（自然災害等の不測の事態が発生した場合を除く）
- ⑦ 本プロポーザルに関し、選定委員会の委員に直接、間接を問わず接触を求めた場合
- ⑧ その他選定委員会が失格と認めた場合

1 3. プロポーザルの中止

自然災害等の止むを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認められるときは、中止する場合があります。この場合、本プロポーザルの準備に要した費用を本市に請求することはできません。

1 4. 留意事項

本プロポーザルの実施にあたり、使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とします。また、提出された書類の訂正、追記、返却は認めません。また、要求する内容以外の書類や図面等は、受理しません。